

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

令和5年  
12月12日  
(火曜日)

## 目次

- 規則  
生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則(生活衛生課)……………一
- 告示  
特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域の指定(環境政策課)……………五
- 指定納付受託者の指定(国際課)……………六
- 新山口駅北地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可(住宅課)……………六
- 公告  
山陽小野田都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)……………六
- 公安委告示  
技能検定員審査の実施……………七
- 教育指導員審査の実施……………七

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則をここに公布する。

令和五年十二月十二日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第六十号

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則

(旅館業法施行細則の一部改正)

第一条 旅館業法施行細則(昭和三十三年山口県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項ただし書を削る。

第二条の二第二項中「別記第三号様式」を「別記第四号様式」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「別記第二号様式」を「別記第三号様式」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

省令第一条の三第二項の申請書は、旅館業譲渡譲受承認申請書(別記第二号様式)によらなければならない。

第三条中「による旅館業営業許可申請書」の下に、「旅館業譲渡譲受承認申請書」を加え、「別記第四号様式」を「別記第五号様式」に、「旅館業合併承認申請書記載事項変更届(一)」を「旅館業譲渡譲受承認申請書記載事項変更届(別記第五号様式)」、第四条中「別記第五号様式」を「別記第六号様式」に改める。

別記第一号様式の(裏)中

<p>「旅館業法施行規則第1条第1項ただし書及び第2項ただし書の規定の適用を受けるときは、営業の譲渡人の署名」</p>	<p>を削</p>
---	-----------

り、同様式の注3を削る。

別記第五号様式を別記第六号様式とする。

<p>別記第四号様式中 「営業許可承認認可を」</p>	<p>「営業譲渡譲受承認認可」に、「申請者の」を「申請</p>
---------------------------------	---------------------------------

中(譲渡譲受承認にあつては、譲受人)の「に改め、同様式を別記第五号様式とする。

別記第三号様式中「第3条の3第1項」を「第3条の4第1項」に改め、同様式を別記第四号様式とする。

別記第二号様式中「第3条の2第1項」を「第3条の3第1項」に改め、同様式を別記第三号様式とし、別記第一号様式の次に次の一様式を加える。

第2号様式 (第2条の2関係)

旅館業譲渡譲受承認申請書

山口県収入印紙  
貼付し  
(消印しないこと)

年 月 日

保健所長 様

申請者 譲渡人  
 氏名 住所 郵便番号 電話番号  
 氏名 住所 郵便番号 電話番号  
 (電話)

下記のとおり旅館業の譲渡及び譲受けの承認を受けたいので、旅館業法第3条の2第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

営業施設	名称				
	所在地				
許可年月日及び指令番号	年 月 日	年 月 日	第 号		
譲渡の予定年月日					
旅館業法第3条第2項各号に該当するときは、その内容及び譲渡の内容					

添付書類

- 1 旅館業の譲渡を証する書類
- 2 譲受人である申請者が法人である場合にあつては、当該譲受人の定款又は寄附行為の写し
- 注 / 申請者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 2 「許可年月日及び指令番号」欄は、譲渡人について記入すること。
- 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

(食品衛生法施行細則の一部改正)

第二条 食品衛生法施行細則(昭和四十八年山口県規則第十号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項ただし書を削る。

第十一条の二ただし書を削る。

第十一条の三第一項及び第二項中「施行規則」の下に「第六十七条の二第二項、」を加える。

(興行場法施行細則の一部改正)

第三条 興行場法施行細則(昭和五十九年山口県規則第四十七号)の一部を次のように改正する。

第二条ただし書を削る。

第十一条第一号中「相続による」を「譲渡による承継にあつては当該興行場営業の譲渡が行われたことを証する書類、相続による」に改め、同条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 譲渡による承継の届出者が法人である場合にあつては、その法人の定款又は寄附行為の写し

別記第一号様式の(表)中

興行場法施行細則第2条ただし書に定めるときは、興行場営業の譲渡人の氏名	
-------------------------------------	--

別記「回継式の注」を削る。

別記第11号様式中 「相続合併分割」を「譲渡相続合併分割」に改める。

許可年月日及び指令番号	年 月 日	第 号
許可年月日及び指令番号	年 月 日	第 号
譲渡 当該興行場営業をた	住所 氏名	

「相続開始」や「譲渡、相続開始」及び「回継式の添付書類」中「相続による」や「譲渡による承継にあつては当該興行場営業の譲渡が行われたことを証する書類、相

続による」に改め、回添付書類中のをとし、1の次に次のように加える。

- 2 譲渡による承継の届出者が法人である場合にあつては、その法人の定款又は寄附行為の写し

別記第二号様式の注中「届出者」を「届出者及び当該興行場営業を譲渡した者」に改める。

(理容師法施行細則の一部改正)

第四条 理容師法施行細則(昭和六十一年山口県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

第五条中「施行規則第二十一条第一項」を「施行規則第二十条の二第一項、施行規則第二十一条第一項」に改める。

別記第一号様式の(裏)中

「理容師法施行規則第9条第1項ただし書、第2項ただし書又は第3項ただし書の規定の適用を受けるときは、営業の譲渡人の署名」	
--	--

り、同様式の注7を添ふる。

別記第四号様式中  
 「相続合併分割」を「譲渡相続合併分割」に、

理 容 所	名 称	
	所 在 地	

理 容 所	名 称	
	所 在 地	
譲 渡 業 務 者	住 氏	所 名

「相続開始」を「譲渡、相続開始」に改め、回添付書類一中「相続による」を「譲渡による承継にあつては営業の譲渡が行われたことを証する書類、相続による」に改め、回添付書類中のをとし、1の次に次のように加える。

- 2 譲渡による承継の届出者が外国人である場合にあつては、住民票の写し(住

民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。)

- 別記第四号様式の注中「届出者」を「届出者及び営業を譲渡した者」に改める。

(美容師法施行細則の一部改正)

第五条 美容師法施行細則(昭和六十一年山口県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

第五条中「施行規則第二十一条第一項」を「施行規則第二十条の二第一項、施行規則第二十一条第一項」に改める。

別記第一号様式の(裏)中

「美容師法施行規則第9条第1項ただし書、第2項ただし書又は第3項ただし書の規定の適用を受けるときは、営業の譲渡人の署名」	
--	--

り、同様式の注7を添ふる。

別記第四号様式中  
 「相続合併分割」を「譲渡相続合併分割」に、

美 容 所	名 称	
	所 在 地	

美 容 所	名 称	
	所 在 地	
譲 渡 業 務 者	住 氏	所 名

「相続開始」を「譲渡、相続開始」に改め、回添付書類一中「相続による」を「譲渡による承継にあつては営業の譲渡が行われたことを証する書類、相続による」に改め、回添付書類中のをとし、1の次に次のように加える。

- 2 譲渡による承継の届出者が外国人である場合にあつては、住民票の写し(住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。)

別記第四号様式の注中「届出者」を「届出者及び営業を譲渡した者」に改める。(公衆浴場法施行細則の一部改正)

第六条 公衆浴場法施行細則（昭和六十一年山口県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

第四条中「省令第二条第一項」を「省令第一条の二第二項、省令第二条第一項」に改める。

別記第一号様式(表)中

「公衆浴場法施行規則第1条ただし書の規定の適用を受けるときは、営業の譲渡人の署名」	を削
---	----

り、同様式の注4を削る。

別記第二号様式中  
「相統合併分割」を「譲渡相統合併分割」に、

「許可年月日及び指令番号」	年 月 日 第 号	を
---------------	-----------	---

「許可年月日及び指令番号」	年 月 日 第 号	を
「譲渡相統合併分割」	氏 名	に、

「相統開始」や「譲渡、相統開始」に改め、同様式の添付書類一中「相統による」「譲渡による承継にあつては当該公衆浴場営業の譲渡が行われたことを証する書類、相統による」に改め、同添付書類中「2」の次に次のように加える。

- 譲渡による承継の届出者が法人である場合にあつては、その法人の定款又は寄附行為の写し

別記第二号様式の注中「届出者」や「届出者及び当該公衆浴場営業を譲渡した者」に改める。

(クリーニング業法施行細則の一部改正)

第七条 クリーニング業法施行細則（平成二年山口県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項ただし書を削る。

第四条の二中「又は省令第二条の四第一項」を、「省令第二条の四第一項又は省令第二条の五第一項」に改める。

別記第一号様式(その一)の(裏)中

「クリーニング業法施行規則第1条の3第1項ただし書の規定の適用を受けるときは、営業の譲渡人の署名」

り、同様式(その一)の注2を削り、同注1を同注とする。

別記第一号様式(その二)の(裏)中

「クリーニング業法施行規則第1条の3第1項ただし書の規定の適用を受けるときは、営業の譲渡人の署名」

り、同様式(その二)の注2を削り、同注1を同注とする。

別記第一号様式の二中

「クリーニング業法施行規則第1条の3第2項ただし書の規定の適用を受けるときは、営業の譲渡人の署名」

り、同様式の注2を削り、同注1を同注とする。

別記第三号様式の二中  
「相統合併分割」を「譲渡相統合併分割」に、

「相統」	住 所	を
被相統人	氏 名	
被相統人との続柄		

「譲渡」	住 所	を
譲渡者	氏 名	
譲渡した者	住 所	
被相統人	氏 名	
被相統人との続柄		

「相統開始」を「譲渡、相統開始」に改め、同様式の添付書類一中「相統による」「譲渡による承継にあつては営業の譲渡が行われたことを証する書類、相統による」に改め、同様式の注中「届出者」や「届出者及び営業を譲渡した者」に改める。

(食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部改正)

第八条 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（平成三年山口県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「相統」を「譲渡、相統」に改める。

別記第五号様式中  
「相統」を「譲渡」に、  
「相統合併分割」を「譲渡合併分割」に、

許可年月日及び番号		年	月	日	第	号
許可年月日及び番号		年	月	日	第	号
譲渡 の 業 務 を 譲 渡 し た 者	住所					
	氏名					

「相統、合併又は分割の年月日」を「譲渡、相統、合併又は分割の年月日」に改め、「同様式の

添付書類一中「相統」を「譲渡、相統」に改め、同様式の注中「居住者」を「居住者及び当該食鳥処理の事業を譲渡した者」に改める。

(山口県事務委任規則の一部改正)

第九条 山口県事務委任規則(昭和四十四年山口県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第二項第一号中へをトとし、ホの次に次のように加える。

ハ 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館

業法等の一部を改正する法律(令和五年法律第五十二号)附則第六条第二項の

規定による調査をすること。

第三十一条第二項第二号中ルをヲとし、チからヌまでをリからルまでとし、トの次に次のように加える。

チ 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館

業法等の一部を改正する法律附則第七条第二項の規定による調査をすること。

第三十一条第二項第三号ロ中「及び第三条の第三第三項」を「第三条の第三第二項及び第三条の第四第三項」に改め、同号ハ中「第三条第五項」の下に「(法第三条の第二

第二項、第三条の第三第二項及び第三条の第四第三項において準用する場合を含む。)」を

加え、同号ニ中「第三条第六項」の下に「(法第三条の第二第二項、第三条の第三第二

項及び第三条の第四第三項において準用する場合を含む。)」を加え、同号ホ中「及び第

三条の第三第一項」を「第三条の第三第一項及び第三条の第四第一項」に改め、同号中レ

をソとし、カからタまでをヨからレまでとし、ワの次に次のように加える。

カ 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館

業法等の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定による調査をすること。

第三十一条第二項第四号中チをリとし、トをチとし、への次に次のように加える。

ト 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館

業法等の一部を改正する法律附則第五条第二項の規定による調査をすること。

第三十一条第二項第五号中チをリとし、トをチとし、への次に次のように加える。

ト 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館

業法等の一部を改正する法律附則第九条第二項の規定による調査をすること。

第三十一条第二項第六号中チをリとし、トの次に次のように加える。

チ 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館

業法等の一部を改正する法律附則第八条第二項の規定による調査をすること。

第三十一条第二項第十一号中ソをツとし、カからレまでをヨからソまでとし、ワの次に次のように加える。

カ 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館

業法等の一部を改正する法律附則第四条第二項の規定による調査をすること。

第三十一条第二項第十四号に次のように加える。

ト 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館

業法等の一部を改正する法律附則第十条第二項の規定による調査をすること。

(山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部改正)

第十条 山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則(平成十二年山口県規則第二十

七号)の一部を次のように改正する。

第一条の四(見出しを含む。)中「別表第五号の四へ」を「別表第五号の四ト」に

改める。

第一条の五(見出しを含む。)中「別表第五号の五カ」を「別表第五号の五タ」に

改める。

第一条の六(見出しを含む。)中「別表第五号の六チ」を「別表第五号の六リ」に

改める。

第一条の八(見出しを含む。)中「別表第五号の八ヌ」を「別表第五号の八ル」に

改める。

附則

この規則は、令和五年十二月十三日から施行する。



山口県告示第三百五十五号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有

害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和五年十二月十二日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 形質変更時要届出区域  
周南市由加町一の一部
- 二 特定有害物質の種類  
六価クロム化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第五十八条第五項第十号から第十三号までの規定への該当  
土壤汚染対策法施行規則第五十八条第五項第十二号に該当する。

山口県告示第三百五十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第一項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和五年十二月十二日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 指定納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地  
株式会社NTTデータ 東京都江東区豊洲三丁目三番三号
- 二 指定納付受託者に納付させる歳入  
マイナポータルを利用して行われる一般旅券発給申請に係る山口県使用料手数料条例（昭和三十一年山口県条例第一号）別表第二の二の項に規定する一般旅券発給申請等手数料（クレジットカードを利用して納付されるものに限る。）
- 三 指定の日  
令和五年十二月四日

山口県告示第三百五十七号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定に基づき、新山口駅北地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和五年十二月十二日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 市街地再開発組合の名称  
新山口駅北地区市街地再開発組合
- 二 施行地区  
山口市小郡下郷字渡り上巻及び字番屋中の各一部
- 三 事務所の所在地  
山口市小郡下郷一二八九番八号
- 四 設立認可の年月日  
令和三年二月十六日
- 五 事業施行期間  
令和三年二月十六日から令和六年八月三十一日まで
- 六 変更の内容  
(一) 施行地区を山口市小郡明治二丁目及び小郡令和二丁目の各一部とする。  
(二) 事務所の所在地を山口市小郡大正町一五番七号とする。  
(三) 事業施行期間を令和三年二月十六日から令和八年二月二十八日までとする。
- 七 変更の認可の年月日  
令和五年十二月十二日



(三三〇) 山陽小野田都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧

山陽小野田市から都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による山陽小野田都市計画下水道の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和五年十二月十二日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 都市計画の種類及び名称  
山陽小野田都市計画下水道山陽小野田市公共下水道

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所  
山口県土木建築部都市計画課



山口県公安委員会告示第五十一号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十九条の二第四項第一号イの技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

令和五年十二月十二日

山口県公安委員会

- 一 審査の種類  
技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）及び技能検定員審査（準中型）
- 二 審査の日時及び場所  
（一）日時 令和六年一月十五日（月曜日）の午前九時から午後五時十五分まで  
（二）場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間  
令和五年十二月十三日（水曜日）から同月二十二日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先  
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類  
（一）技能検定員審査申請書（技能検定員審査等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。）別記様式第一号によること。）  
（二）規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面  
（三）写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）  
六 運転免許証の提示  
審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車運転することができるとする運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。
- 七 審査手数料

二万三千四百円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ二万三千四百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	四千円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	六千七百元
三 教則の内容となっている事項	二千五百円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	二千五百円
五 技能検定の実施に関する知識	二千三百五十円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	千八百円

備考

大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千三百五十円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に五百円を減ずるものとする。

八 その他

- （一）審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
  - （二）この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。
- 一 審査の種類  
技能検定員審査（普通）
- 二 審査の日時及び場所  
（一）日時 令和六年一月十七日（水曜日）及び同月十八日（木曜日）の午前九時から午後五時十五分まで  
（二）場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間  
令和五年十二月十三日（水曜日）から同月二十二日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先  
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 技能検定員審査申請書（規則別記様式第一号によること。）
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当することを証する書面
- (三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万九千五百円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万九千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	三千五百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	六千円
三 教則の内容となっている事項	二千円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	二千円
五 技能検定の実施に関する知識	千九百円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千五十円

備考

普通自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百円を減ずるものとする。

八 その他

(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。

一 審査の種類

技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）及び技能検定員審査（牽引）

二 審査の日時及び場所

(一) 日時 令和六年一月十六日（火曜日）及び同月二十二日（月曜日）の午前九時から午後五時十五分まで

(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

令和五年十二月十三日（水曜日）から同月二十二日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 技能検定員審査申請書（規則別記様式第一号によること。）
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当することを証する書面
- (三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万四千七百円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除さ



れる者であるときは、それぞれ一万四千七百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	千二百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	二百円
三 教則の内容となっている事項	二千円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	二千円
五 技能検定の実施に関する知識	二千六百五十円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千五百五十円

備考

特定第一種運転免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千五百円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一七三二九〇〇）にすること。

一 審査の種類

技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）及び技能検定員審査（普通二種）

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 令和六年一月十八日（木曜日）の午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

令和五年十二月十三日（水曜日）から同月二十二日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 技能検定員審査申請書（規則別記様式第一号によること。）
- (二) 規則第十七条第一項第二号又は第三項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当することを証する書面
- (三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

二万五千五百円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ二万五千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	四千二百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	七千四百円
三 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	三千七百元
四 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	二千五百五十円

備考

大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千九百円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一七三三―二九〇〇)にすること。

**山口県公安委員会告示第五十二号**

道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第九十九条の三第四項第一号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

令和五年十二月十二日

山口県公安委員会

- 一 審査の種類
  - 教習指導員審査(大型)、教習指導員審査(中型)及び教習指導員審査(準中型)
- 二 審査の日時及び場所
  - (一) 日時 令和六年一月二十三日(火曜日)及び同月二十五日(木曜日)の午前九時から午後五時十五分まで
  - (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
  - 令和五年十二月十三日(水曜日)から同月二十二日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
  - 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類
  - (一) 教習指導員審査申請書(技能検定員審査等に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。)別記様式第一号によること。)
  - (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
  - (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)
- 六 運転免許証の提示
  - 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万四千五百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万四千五百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千円
二 技能教習に必要な教習の技能	千四百円
三 学科教習に必要な教習の技能	千三百円
四 教則の内容となつている事項その他自動車の運転に関する知識	千六百円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千六百円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千五百円
備考	
大型自動車免許、中型自動車免許又は準中型自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千四百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百五十円を減ずるものとする。	

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
  - (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一七三三―二九〇〇)にすること。
- 一 審査の種類  
教習指導員審査(普通)
- 二 審査の日時及び場所
- (一) 日時 令和六年二月一日(木曜日)の午前九時から午後五時十五分まで
  - (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間  
 令和五年十二月十三日(水曜日)から同月二十二日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万千八百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万千八百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	三千五百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能	千三百円
三 学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円
四 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	千三百五十円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千三百五十円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千三百円

普通自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百五十円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

一 審査の種類

教習指導員審査(大特)、教習指導員審査(大自二)、教習指導員審査(普自二)及び教習指導員審査(牽引)

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 令和六年一月二十四日(水曜日)及び同月二十九日(月曜日)から同月三十一日(水曜日)の午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

令和五年十二月十三日(水曜日)から同月二十二日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

九千六百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除さ

れる者であるときは、それぞれ九千六百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	千二百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能	千三百五十円
三 学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円
四 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	千三百円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千三百円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千二百五十円
備考 特定第一種運転免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千五百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百五十円を減ずるものとする。	

八 その他

(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。

一 審査の種類

教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）及び教習指導員審査（普通二種）

二 審査の日時及び場所

(一) 日時 令和六年一月二十五日（木曜日）の午前九時から午後五時十五分まで

(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

令和五年十二月十三日（水曜日）から同月二十二日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先  
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

(一) 教習指導員審査申請書（規則別記様式第一号によること。）

(二) 規則第十七条第一項第二号又は第五項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当することを証する書面

(三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万二千四百五十円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万二千四百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千二百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能	二千五十円
三 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	二千五百五十円
備考 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千八百五十円を減ずるものとする。	

八 その他

(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―

一  
二  
九  
〇  
〇  
に  
す  
る  
こ  
と  
。

令和五年十二月十二日  
印刷発行

発行人  
所

山口県  
知事  
庁